

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-028-01

処 分 の 名 称	児童手当の受給資格、額の認定	
根拠法令・条例等名	児童手当法	
条 項	第7条	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部こども政策課
	電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	別紙のとおり
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	60日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 児童手当法

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
  - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
  - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
  - 四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
  - 3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

- 4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

（認定）

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

- 2 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者 児童自立生活援助を行う場所又は小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

二 里親 当該里親の住所地の市町村長

三 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

- 3 前二項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあつては児童自立生活援助を行う場所又は小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあつては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。）を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前二項と同様とする。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-028-02

処 分 の 名 称		児童手当の額の改定	
根拠法令・条例等名		児童手当法	
条 項		第9条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>(児童手当の額の改定)</p> <p>第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-028-03

処 分 の 名 称		児童扶養手当の受給資格及び額の認定	
根拠法令・条例等名		児童扶養手当法	
条 項		第 6 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>(認定)</p> <p>第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	60日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 児童扶養手当法

(支給要件)

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては

児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四に規定する里親に委託されているとき。

三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

四 母の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。

五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

六 父の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

（支給の調整）

第四条の二 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。

2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-028-04

処 分 の 名 称	児童扶養手当の額の改定	
根拠法令・条例等名	児童扶養手当法	
条 項	第 8 条	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部こども政策課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	(手当の額の改定時期) 第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。 3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	6 0 日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-029-01

処 分 の 名 称		地域型保育事業の認可	
根拠法令・条例等名		児童福祉法	
条 項		第34条の15第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部保育こども園課
		電話番号	0463-82-9606
基 準	法令基準	児童福祉法第34条の15第3項及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業があるが、事業の種別によって審査に要する期間が異なるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-029-02

処 分 の 名 称		地域型保育事業の廃止・休止の承認	
根拠法令・条例等名		児童福祉法	
条 項		第34条の15第7項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部保育こども園課
		電話番号	0463-82-9606
基 準	法令基準	未設定 地域型保育事業の廃止及び休止については、現に保育を受けている児童に対する措置が前提となるため。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 現に保育を受けている児童に対する措置を決定するのに、一律に期間を設けることが困難なため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-030-01

処 分 の 名 称		妊婦給付の認定	
根拠法令・条例等名		子ども・子育て支援法	
条 項		第10条の9第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども家庭支援課
		電話番号	0463-82-9604
基 準	法令基準	<p>【基準】 法第10条の8の規定による。</p> <p>【条文】 第10条の8 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	速やかに	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-030-02

処 分 の 名 称		障害年金等の給付	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第 1 5 条 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども家庭支援課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 4
基 準	法令基準	【基準】 法第 1 5 条から第 1 7 条までの規定による。 内容は別紙のとおり(別添：様式 1 別紙【障害年金等の給付】)	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	3 0 日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 予防接種法

(健康被害の救済措置)

第15条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

(給付の範囲)

第16条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

- (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者
- (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
- (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者
- (4) 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
- (5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

- (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
- (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
- (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者

(4) 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

(5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者  
(政令への委任等)

第17条 前条に定めるもののほか、第15条第1項の規定による給付（以下「給付」という。）の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。

2 前条第2項第1号から第4号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第15条第1項第1号イに規定する副作用救済給付に係る同法第16条第1項第1号から第4号までの政令及び同条第3項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-032-01

処 分 の 名 称		予防接種健康被害給付金の支給	
根拠法令・条例等名		予防接種法	
条 項		第15条1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	第15条第1項 (健康被害の救済措置) 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	法令に不記載であるのに加え、申請を受理し市から国に進達を行い国による認定までに要する期間が一定ではないため未設定とする。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-01

処 分 の 名 称		特用林の指定	
根拠法令・条例等名		森林法	
条 項		第10条の8第1項第7号	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第十条の八 第1項                      森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>第7号 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合</p> <p>その他農林水産省令で定める用途                      森林法施行規則第11条                      第十一条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-02

処 分 の 名 称	自家用林の指定	
根拠法令・条例等名	森林法	
条 項	第10条の8第1項第8号	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第十条の八 第1項                      森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>第8号 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合</p> <p>農林水産省令で定める基準                      森林法施行規則第十三条 法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める基準は、一森林所有者に対し同号の規定により指定する森林の面積が北海道にあつては二ヘクタール、都府県にあつては一ヘクタールを超えないこととする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-03

処 分 の 名 称	施業協定の認可	
根拠法令・条例等名	森林法	
条 項	第10条の11第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第十条の十一第1項</p> <p>市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>一 地域森林計画の対象となつている森林であること。</p> <p>二 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第十条の十一の四 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>一 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-04

処 分 の 名 称	施業協定の変更の認可	
根拠法令・条例等名	森林法	
条 項	第10条の11の5第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第十条の十一の五第1項                      施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p> <p>森林法第十条の十一第1項                      市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>一 地域森林計画の対象となつている森林であること。                      二 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。                      (施業実施協定の認可)</p> <p>第十条の十一の四 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>一 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。                      二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。                      三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-05

処 分 の 名 称		施業協定の廃止の認可	
根拠法令・条例等名		森林法	
条 項		第10条の11の7第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	森林法第十条の十一の七第1項 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-06

処 分 の 名 称	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告	
根拠法令・条例等名	森林法	
条 項	第10条の12の3	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第十条の十二の三 市町村の長は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積 二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨 三 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨 四 次に掲げる者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨 イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの(第十条の十二の七第一項において「不確知森林共有者等」という。) ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの 五 その他農林水産省令で定める事項</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-07

処 分 の 名 称	森林経営計画の認定	
根拠法令・条例等名	森林法	
条 項	第11条第5項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基準	法令基準	<p>森林法第十一条第5項</p> <p>市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>五 第二項第四号又は第八号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項第一号又は第三号に該当するものであること。</p> <p>六 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第二項第七号の鳥獣害の防止</p>

基準	法令基準	<p>の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。</p> <p>七 当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>八 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-08

処 分 の 名 称	森林経営計画の変更認定	
根拠法令・条例等名	森林法	
条 項	第12条第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基準	法令基準	<p>森林法第十二条第2項 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる</p> <p>森林法第十一条第5項 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び</p>

基準	法令基準	<p>保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>五 第二項第四号又は第八号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項第一号又は第三号に該当するものであること。</p> <p>六 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第二項第七号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。</p> <p>七 当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>八 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-09

処 分 の 名 称	火入れの許可	
根拠法令・条例等名	森林法	
条 項	第21条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法に基づく火入許可に関する規則第3条                      市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしない。                      (1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。                      (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。</p> <p>森林法第21条第2項                      2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。                      一 造林のための地ごしらえ                      二 開墾準備                      三 害虫駆除                      四 焼畑                      五 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-034-10

処 分 の 名 称	森林施業に関する測量又は地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可	
根拠法令・条例等名	森林法	
条 項	第49条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	森林法第四十九条第1項 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		11-034-11
処 分 の 名 称	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可	
根拠法令・条例等名	森林法	
条 項	第49条第6項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第四十九条第6項                      森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。</p> <p>森林法第四十九条第2項                      市町村の長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>森林法第四十九条第3項                      第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採する場合には、あらかじめその土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>森林法第四十九条第4項                      第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採しようとする者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、その土地の占有者又は立木竹の所有者にこれを呈示しなければならない。</p> <p>森林法第四十九条第5項                      第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-035-01

処 分 の 名 称		一般廃棄物収集・運搬業の許可
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第7条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部環境資源対策課
		電話番号 0463-82-4401
基 準	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第5項 内容は別紙のとおり(別添:様式1別紙【一般廃棄物収集・運搬業の許可】)
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	請求日の翌日から起算して30日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第 7 条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2~4 略

5 市町村長は、第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者ホ 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可

を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である

場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

へ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理

人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2の規定による。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-035-02

処 分 の 名 称		一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第7条第2項
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部環境資源対策課
		電話番号 0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項による。                      (一般廃棄物処理業)                      第7条                      2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	請求日の翌日から起算して20日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-035-03

処 分 の 名 称		一般廃棄物処分業の許可
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第7条第6項
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部環境資源対策課
		電話番号 0463-82-4401
基 準	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項及び第10項の規定による。 内容は別紙のとおり(別添：様式1別紙【一般廃棄物処分業の許可】)
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	請求日の翌日から起算して20日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

### 第7条

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7~9 略

10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- (4) 申請者が第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

省令第2条の4の規定による。

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合  
イ 施設に係る基準

(1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2) 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-035-04

処 分 の 名 称		一般廃棄物処分業の許可の更新
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第7条第7項
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部環境資源対策課
		電話番号 0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項による。                      (一般廃棄物処理業)                      第7条                      7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	請求日の翌日から起算して20日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-035-05

処 分 の 名 称		一般廃棄物収集・運搬業の変更許可
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第7条の2第1項
所 管 部 課 等		部課等名 環境資源対策課
		電話番号 0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項において準用する法第7条第5項（第3号の規定による省令第2号の2を含む。）の規定による。</p> <p>内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可】）</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	請求日の翌日から起算して30日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

### 第7条

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み

替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である

場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務

を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

へ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2の規定による。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-035-06

処 分 の 名 称		一般廃棄物処分業の変更の許可
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第7条の2第1項
所 管 部 課 等		部課等名 環境資源対策課
		電話番号 0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第2項において準用する法第7条第10項（第3号の規定による省令第2条の4を含む。）の規定による。                  内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【一般廃棄物処分業の変更の許可】）</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	請求日の翌日から起算して30日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

### 第7条

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

省令第2条の4の規定による。

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第二条の四 法第七条第十項第三号(法第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 浄化槽(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽(同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第十三条第五号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ニ 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-035-07

処 分 の 名 称		再生利用一般廃棄物・再生輸送業の指定
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
条 項		第 2 条 第 2 号
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部環境資源対策課
		電話番号 0463-82-4401
基 準	法令基準	省令第2条第2号の規定による。 (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者) 第2条 法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	請求日の翌日から起算して30日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-035-08

処 分 の 名 称		再生利用一般廃棄物再生活用業の指定
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
条 項		第2条の3第2号
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部環境資源対策課
		電話番号 0463-82-4401
基 準	法令基準	省令第2条の3第2号の規定による。 (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者) 第2条 法第7条第6項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	請求日の翌日から起算して30日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-036-01

処 分 の 名 称		墓地等の経営の許可（変更等の許可）	
根拠法令・条例等名		墓地、埋葬等に関する法律	
条 項		第 1 0 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部生活環境課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 0 3 7
基 準	法令基準	秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例第 3 条、第 4 条、第 1 4 条及び秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第 3 条及び第 1 0 条 内容は別紙のとおり（別添：様式 1 別紙【（墓地等の経営の許可）】）	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日	
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合は その理由）	未設定であるが、速やかに処理を行っている。	
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日	
備 考			

秦野市墓地等の経営の許可等に係る審査基準及び標準処理期間を  
定める要領

平成24年4月1日  
施行

(趣旨)

- 1 この要領は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）、秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年秦野市条例第8号。以下「条例」という。）及び秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年秦野市規則第12号。以下「規則」という。）に基づく許可等の審査基準及び標準処理期間について、秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）第4条第1項及び第5条第1項の規定により必要な事項を定める。

(審査基準・経営の主体)

- 2 条例第3条ただし書に規定する収用対象事業（土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業をいう。）に伴う既存墓地の移転その他市長がその必要性に相当な理由があると認めるときとは、公共事業等に伴い既存墓地を移転するときをいう。
- 3 条例第3条第1号に規定する地方公共団体とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体とする。
- 4 条例第3条第2号に規定する主たる事務所又は従たる事務所とは、不特定多数の宗教活動を行える規模等を有する現に宗教活動が行われている拠点の建物とする。

(審査基準・事前協議)

- 5 規則第3条第2項第6号に規定するその他市長が必要と認める事項は、墓参等でその墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞の防止対策とする。
- 6 規則第3条第3項に規定する墓地等経営計画事前協議書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 規則第3条第3項第1号及び第6号に規定する登記事項証明書は、土地の登記簿謄本及び法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書とし、墓地等経営計画事前協議書提出日前90日以内に交付されたもの

(2) 規則第3条第3項第2号に規定する墓地等の設計図は、原則として実測値で設計が行われたもので次のとおりとする。なお、墓地等が傾斜地

の場合、必要に応じてその土地の断面図を添付すること。

ア 墓地 墳墓を設ける区域、緑地、通路、管理施設、便所、駐車場その他墓地を利用する者のために用いる施設、給水設備、排水設備等の配置及びそれらの面積を記載したもの並びに駐車場及び墳墓を設ける区域にあってはその区画数を記載したもの並びに建物の平面図、立面図及び配置図

イ 納骨堂及び火葬場 緑地、駐車場等の配置及びそれらの面積を記載したもの並びに駐車場にあってはその区画数を記載したもの並びに建物の平面図、立面図及び配置図

(3) 規則第3条第3項第3号に規定する墓地等の付近の見取図は、墓地等の境界線から水平投影面における距離で200メートル（火葬場にあっては500メートル）以内の見取図で、墓地等の周囲110メートル（火葬場にあっては300メートル）の境界線を記入し、かつ、土地及び建物の所有者並びに住民の住所、氏名を明示したもの

(4) 規則第3条第3項第4号に規定する墓地等を経営しようとする理由を記載した書類は、その墓地等の面積及び墳墓の区画数等申請規模の必要性を説明したもの

(5) 規則第3条第3項第5号に規定する公図の写しは、墓地等経営計画事前協議書提出日前90日以内に交付され、作成者の住所、氏名、作成年月日が明記され、土地所有者の住所及び氏名並びに土地の地目及び面積が記載されている図面

(6) 規則第3条第3項第7号に規定する宗教法人の規則は、知事又は文部科学大臣の認証印のあるものの写し

(7) 規則第3条第3項第8号に規定する収支見込書は、収入（永代使用料、寄附金、管理料、借入金、振替金、墓石販売手数料等全ての収入）と支出（開発工事費、設計費、返済金（返済利子を含む。）、管理費、借地がある場合は地代等全ての支出）の状況が各年度ごとに対比して記載されているもの

(8) 規則第3条第3項第8号に規定する資金計画書は、その墓地等経営に係る自己資金並びに全ての収入及び支出が記載されているもの

7 規則第3条第2項第13号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第1項に規定す

る財産目録又は収支計算書を作成している宗教法人が同法第6条第1項に規定する公益事業として墓地等を経営する場合は、墓地等経営計画事前協議書の提出の日の属する年度から過去3年間のその財産目録及び収支計算書

(2) 墓地等の経営に当たり他の法令等の規定による許可、届出、協議等(以下「許可等」という。)を要するものにあつては、その法令等の規定による許可書の写し等その許可等が済んでいることを確認できる書類又は申請書の写し等その許可等に係る申請の状況が確認できる書類

(審査基準・経営計画の周知)

8 条例第5条に規定する標識の設置時期及び説明会の開催時期は、条例第4条第1項に規定する事前協議の中で、市長が適当と認めた後の時期とする。

9 条例第5条第1号に規定する標識を設置したときは、標識を設置した場所が明示された図面並びに標識の設置状況及び記載内容が確認できる写真を、速やかに市長に提出すること。

10 条例第5条第1号に規定する標識は、計画地が2以上の道路に接するときは、各道路に面する箇所にそれぞれ設置すること。ただし、これによることができないときは、近隣住民等が見やすい適当な場所に設置すること。

11 条例第5条第2号に規定する説明会は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第2号及び第3号に規定する宗教法人又は公益法人にあつては法人の役員が出席するものとし、説明する事項は、次のとおりとする。

ア 墓地等の経営予定者

イ 墓地等の名称及び所在地

ウ 墓地等の施設等の概要

エ 墓地等の維持管理の方法

オ 工事着手及び完了予定年月日

カ 工事の方法及び安全対策の概要

キ 墓参等で墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞の防止対策

ク その他の公益事業の有無及びある場合はその内容

ケ 条例第6条に規定する意見の申出の期限及びその方法

コ その他市長が必要と認める事項

(2) 説明会に参加しなかった近隣住民等に対しては、前号に規定する説

明事項を別途周知すること。

12 条例第5条第2号及び規則第4条第3項に規定する建物又は人家とは、次のとおりとする。

(1) 日常的に住居、事務所、店舗等として使用している一戸建て、アパート、マンション、雑居ビル等とし、単に物品等の保管を目的とする倉庫等は該当しない。

(2) 一戸建てにあってはその敷地をその建物又は人家の範囲に含めるが、アパート、マンション、雑居ビル等にあってはその敷地は含めない。

13 規則第4条第3項に規定する管理責任者とは、学校、病院、福祉施設等にあってはその施設の長などとする。

14 規則第4条第3項に規定する計画敷地の隣地境界線は、条例第10条第3号ただし書に規定する計画敷地外の近隣に設ける駐車場の敷地の境界線は含まないものとする。

(審査基準・手続の省略)

15 条例第7条に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次の例示のとおりとする。

(1) 収用対象事業等に伴い既存墓地を移転するとき。

(2) 既に経営許可を受けている墓地等の経営の主体のみが変わるとき。

(3) 墓地内に納骨堂を設置するとき。

(4) 墳墓の区画数を増減するとき。

(5) 宗教法人法第3条に規定する境内地（以下「境内地」という。）内の、既に経営許可を受けている墓地の拡張又は縮小をするとき。

(審査基準・経営許可の申請)

16 条例第8条第1項に規定する経営許可の申請に当たっては、次のとおりとする。

(1) 他の法令等の規定による許可等を要する場合にあっては、その許可等が済んでいること、又はその許可等が済む見込みが確実な場合であること。

(2) 神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）の審査の対象となる墓地等にあっては、同条例第3条第1項に規定する協議を行い第5条第1項の審査結果通知書で適当と認められたこと。

17 規則第6条第3項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 規則第6条第3項第1号に規定する議事録の写しは、会議の日時、場所、役員（理事）数、出席した役員（理事）の氏名、申請理由、墓地等の所在地、規模、資金計画、申請に至った経緯、議事結果が記載されているものであって、署名人の署名又は押印（写しの場合は代表役員又は理事長の原本証明）のあるもの
- (2) 規則第6条第3項第2号に規定する書類は、第6項の規定に準じた書類であること。このうち、規則第3条第3項第8号に規定する資金計画書は次の書類を添付すること。
- ア 自己資金に係る預金等の残高証明書
  - イ 寄附金に係る寄附申込書の写し
  - ウ 融資に係る融資証明書
- (3) 規則第6条第3項第3号に規定する承認書で、宗教法人を包括する宗教法人のほかに承認が必要な場合は、その承認書の写し
- (4) 規則第6条第3項第5号アに規定する所有権の移転が行われることを証する書類は、経営許可を受けようとする者とその土地所有者との間の、許可申請書提出後おおむね1か月以内にその土地を経営許可を受けようとする者に譲渡する旨を記した契約書の写し
- (5) 規則第6条第3項第5号イに規定する抵当権の登記が抹消されることを証する書類は、経営許可を受けようとする者とその土地の抵当権の設定権者との間の、許可申請書提出後おおむね1か月以内に抵当権を抹消する旨を記した契約書の写し
- (6) 規則第6条第3項第5号ウに規定する墓地等のために使用する目的の地上権を設定することを証する書類は、経営許可を受けようとする者とその土地所有者との間の、許可申請書提出後おおむね1か月以内に地上権を設定する旨を記した契約書の写し
- 18 規則第6条第3項ただし書に規定する省略することができる書類は、規則第3条第3項に規定する墓地等経営計画事前協議書に添付した書類のうち、申請時に権利内容の変更等が生じていないもので、市長が認めた書類とする。
- 19 第17項第4号から第6号までに規定する契約書の写しを墓地等経営許可申請書に添付された場合にあっては、その契約内容を履行した事実を確認できるその土地の登記簿謄本等を確認のうえ墓地等の経営を許可すること。
- (審査基準・経営の許可)
- 20 法第10条第1項に規定する経営の許可に当たり、墓地等の経営につい

て他の法令等の規定による許可、届出等を要する場合にあっては、市長は、その許可、届出等を扱う機関の長に対し、必要に応じその申請等について意見を求めるものとする。

2 1 条例第8条第2項に規定する必要な範囲内で条件を付すこととは、次の例示のとおりとする。

(1) その墓地計画に係る工事完了後、地目変更及び地積更正を行い、登記すること。

(2) 墓地は焼骨を埋蔵すること。

(審査基準・設置場所の基準)

2 2 条例第9条第1号の抵当権の設定等とは、抵当権及び根抵当権の設定又は差押えなど墓地等の使用が制限される可能性のある権利が設定されていることをいう。

(審査基準・墓地の構造・設備基準)

2 3 規則第8条第3項ただし書に規定する近隣の土地利用の状況等により支障がないと認めるときとは、駐車場を計画敷地内にやむを得ず確保できない場合であって、墓地利用者の便益に多大な支障がなく、かつ、管理が十分に行き届く範囲として、墓地利用者が徒歩の場合でおおむね5分以内に利用できる駐車場を確保できるときとする。

2 4 規則第8条第5項に規定する緑地について、芝墓地等墳墓を設ける区域の芝地及び規則第10条第3号ただし書に規定する計画敷地外の近隣に設ける駐車場の緑地は、面積の算定の対象としない。

2 5 規則第8条第6項第1号に規定する隣接地等外部と明確にすることとは、原則として、水平距離の高さで、隣接地から墓石等が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分されることとする。

2 6 条例第10条ただし書に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次の例示のとおりとする。

(1) 収用対象事業等に伴い既存墓地を移転するとき。

(2) 既に経営許可を受けている墓地の経営の主体のみが変わるとき。

(3) 境内地内の、既に経営許可を受けている墓地の拡張又は縮小をするとき。

(審査基準・火葬場の構造・設備基準)

2 7 規則第9条第4項に規定する隣接地等外部と明確にすることとは、第2

5項に準じる。

(審査基準・管理者の遵守事項)

28 条例第13条第2号に規定する墓石等とは、墳墓の囲い、樹木等墓地内のあらゆる構造物をいう。

(審査基準・変更許可等)

29 条例第14条及び第15条に規定する変更等許可の審査に当たっては、経営許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。

(審査基準・申請事項変更届出)

30 条例第16条に規定する変更の届出の審査に当たっては、経営許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。

(審査基準・都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

31 規則第13条第2項第1号から第3号までに規定するその他市長が必要と認める書類は、その都市計画事業等の概要を確認できる書類とする。

(審査基準・工事完了の届出等)

32 規則第15条第3項第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、その墓地等の経営者と使用者との間の墓地等の使用に係る契約約款とする。

33 条例第19条第3項に規定する許可に係る墓地等の使用について、墓地等の工事が長期となり、次の措置がとられる場合であって市長が適当と認めるときは、墓地等の経営者は墓地等を一定のまとまりのある範囲ごとに分割して使用を開始して支障ないものとする。

(1) 規則第15条第1項に規定する墓地等工事完了届をその範囲ごとに市長に提出し、条例第19条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受けること。

(2) 許可に係る全ての工事が完了したときは、前号に規定するその範囲ごとに交付された工事完了検査済証を返却し、新たに許可に係る全ての墓地等工事完了届を市長に提出し、その工事完了検査済証の交付を受けること。

(審査基準・書類の提出部数)

34 規則第18条に規定する様式及び添付書類を市長に提出するときの部数は、正本1部、副本1部とする。

(標準処理期間)

35 経営許可及び変更等許可に係る標準処理期間は、申請の日の翌日から起算して14日間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前になされた申請その他の手続又は行為でこの要領の施行の際現にその処理がなされていないものについては、神奈川県墓地等の経営の許可等に係る審査基準（平成15年4月1日施行）の例による。

## 秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例

### (経営主体)

第3条 法第10条第1項の規定により許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、収用対象事業(土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に規定する事業をいう。)に伴う既存墓地の移転その他市長がその必要性に相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人(以下「宗教法人」という。)で、本市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、本市内においてその事務所を拠点として次条に規定する事前協議を行う日までに3年以上宗教活動を行っているもの
- (3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)であって、本市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

### (事前協議)

第4条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可(以下「経営許可」という。)を受けようとする者は、その墓地等の経営の計画(以下「墓地等経営計画」という。)について、次に掲げる事項を記載した規則で定める協議書をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 経営許可を受けようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(主たる事務所の所在地が本市外である宗教法人又は公益法人にあっては、本市内に有する従たる事務所の所在地)
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の概要
- (4) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による協議を行うに当たっては、経営許可を受けようとする者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による協議書の内容が、法の目的及び第9条から第12条までに規定する基準に適合していると認めるときは、その旨を記載した墓地等経営計画事前協議確認通知書を経営許可を受けようとする者に交付するものとする。

4 経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画事前協議確認通知書を交付された日以後でなければ、次条、第6条及び第8条の手続を行うことはできない。

(変更等の許可)

第14条 法第10条第2項の規定により、墓地等の変更(墓地にあっては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更(規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。))を含む。)又は墓地等の廃止の許可(以下「変更等許可」という。))を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 墓地等経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(主たる事務所の所在地が本市外である宗教法人又は公益法人にあっては、本市内に有する従たる事務所の所在地)
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の変更の内容又は廃止の予定年月日
- (4) その他規則で定める事項 2 市長は、変更等許可をするときは、規則で定める通知書を交付するものとする。この場合において、法の目的を達成し、及び墓地等の経営の適正化を図るために必要な範囲内で、条件を付することができる

秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(事前協議)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める協議書は、墓地等経営計画事前協議書(第1号様式)とする。

2 条例第4条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 標識の設置予定年月日
- (2) 説明会の開催予定年月日
- (3) 墓地等経営許可申請書を提出する予定の日(以下「申請予定日」という。)
- (4) 工事の着手予定年月日
- (5) 工事の完了予定年月日
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 墓地等経営計画事前協議書には、次に掲げる書類(墓地等の経営の許可(以

下「経営許可」という。)を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第8号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の土地の登記事項証明書
  - (2) 墓地等の設計図
  - (3) 墓地等の付近の見取図
  - (4) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
  - (5) 墓地等の土地及び隣接地の公図の写し
  - (6) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
  - (7) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第12条第1項に規定する宗教法人の規則又は公益法人の定款
  - (8) 次に掲げる区分に応じ、墓地等経営計画事前協議書を提出する日の属する年度からそれぞれに定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
    - ア 墓地 10年間
    - イ 納骨堂及び火葬場 5年間
  - (9) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第16条第4項に規定する土地利用計画図
  - (10) 都市計画法施行規則第16条第4項に規定する排水施設計画平面図
  - (11) 道路境界査定図の写し
  - (12) 条例第10条第3号ただし書の規定に該当して、駐車場の一部をその計画敷地外の近隣に設けるときは、その駐車場の設計図及び付近の見取図
  - (13) その他市長が必要と認める書類
- 4 条例第4条第3項に規定する墓地等経営計画事前協議確認通知書は、第2号様式とする。

(変更等の許可)

第10条 条例第14条第1項に規定する規則で定める数は、次の各号に掲げる経営許可を受けている墓地の区域の面積の区分に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 1ヘクタール未満 墓地等の変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30を乗じて得た数
- (2) 1ヘクタール以上 変更許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の15を乗じて得た数

- 2 条例第 14 条第 1 項に規定する規則で定める申請書は、墓地等経営変更(廃止)許可申請書(第 8 号様式)とする。
- 3 条例第 14 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 工事の着手予定年月日
  - (2) 工事の完了予定年月日
  - (3) 墓地等の管理者の住所及び氏名
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 4 墓地等経営変更(廃止)許可申請書を提出するときは、墓地等の変更の場合にあっては、第 1 号から第 10 号まで(変更許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第 9 号を除く。)、第 12 号及び第 13 号に掲げる書類を、墓地等の廃止の場合にあっては、第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 7 号まで及び第 10 号から第 13 号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。
  - (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の変更又は廃止を行うことを決定したときの議事録の写し
  - (2) 墓地等の土地の登記事項証明書
  - (3) 変更に係る墓地等の設計図
  - (4) 墓地等の付近の見取図
  - (5) 墓地等を変更又は廃止しようとする理由を記載した書類
  - (6) 墓地等の土地及びその隣接地の公図の写し
  - (7) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
  - (8) 公益法人の定款又は宗教法人法第 12 条第 1 項に規定する宗教法人の規則
  - (9) 次に掲げる区分に応じ、墓地等経営変更(廃止)許可申請書を提出する日の属する年度からそれぞれに定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書 ア 墓地 10 年間 イ 納骨堂及び火葬場 5 年間
  - (10) 墓地等の変更又は廃止に当たり、宗教法人法第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する宗教法人を包含する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
  - (11) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する

書類

(12) 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める書類

ア 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされていない土地であって、変更許可を受けようとする者が、変更許可の日から所有者を取得するものである場合、所有権の移転が行われることを証する書類

イ 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、変更許可を受けようとする者の所有する土地であって、その土地に設定されている抵当権の登記が、変更許可の日から抹消される予定のものである場合、抵当権の登記が抹消されることを証する書類

ウ 第7条第1項の規定に該当する事項として、墓地等の変更に係る墓地等の設置場所の土地の所有者が、変更許可の日から変更許可を受けようとする者のため、墓地等のために使用する目的の地上権を設定する予定のものであるとき 墓地等の変更場所の土地の所有者が、変更許可を受けようとする者のため、墓地等のために使用する目的の地上権を設定することを証する書類

(13) その他市長が必要と認める書類 5 条例第14条第2項に規定する規則で定める通知書は、墓地等経営変更(廃止)許可(不許可)決定通知書(第9号様式)とする

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-037-01

処 分 の 名 称		都市農地の貸借に関する事業計画の認定	
根拠法令・条例等名		都市農地の貸借の円滑化に関する法律	
条 項		第 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 2 6
基 準	法令基準	別紙のとおり	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 農業委員会の決定を経てから認定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 様式 1 別紙【都市農地の貸借に関する事業計画の認定】

事業計画が次の各号に掲げる要件の全て(当該申請に係る都市農地(以下この項において「申請都市農地」という。))について農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の50第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者(第7条第1項において「農業経営組合等」という。))の申請に係る事業計画にあっては第1号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人(第7条第1項において「農作業常時従事者等」という。))の申請に係る事業計画にあっては同号から第3号までに掲げる要件の全て)に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村(第7条第2項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。))にあっては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

- 1 申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。
- 2 申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。
- 3 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。
- 4 申請者が事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借(第7条第3項において「賃貸借等」という。)の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。
- 5 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

- 6 申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。第7条第1項第5号において同じ。）のうち一人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-037-02

処 分 の 名 称	農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定	
根拠法令・条例等名	農業経営基盤強化促進法	
条 項	第12条第5項（農業経営改善計画） 第14条の4第3項（青年等就農計画）	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部農業振興課
	電話番号	0463-82-9626
基 準	法令基準	<p>○農業経営改善計画 農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本構想に照らし適切なものであること。</li> <li>2 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</li> <li>3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</li> </ol> <p>○青年等就農計画 青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本構想に照らし適切なものであること。</li> <li>2 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</li> </ol>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請があつてから、できる限り速やかに処理している。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-038-01

処 分 の 名 称	先端設備等導入計画の認定	
根拠法令・条例等名	中小企業等経営強化法	
条 項	第52条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部産業振興課
	電話番号	0463-82-9646
基 準	法令基準	<p>法第52条の規定による。                      (先端設備等導入計画の認定)                      第52条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。                      2 2以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該2以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。                      3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。                      (1) 先端設備等の種類及び導入時期                      (2) 先端設備等導入の内容                      (3) 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法                      4 特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。                      (1) 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。                      (2) 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。                      5 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-038-02

処 分 の 名 称		先端設備等導入計画の変更の認定	
根拠法令・条例等名		中小企業等経営強化法	
条 項		第53条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部産業振興課
		電話番号	0463-82-9646
基 準	法令基準	<p>法第53条第1項の規定による。</p> <p>第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)</p> <p>は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-043-01

処 分 の 名 称	土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可	
根拠法令・条例等名	土地区画整理法	
条 項	第76条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部都市整備課
	電話番号	0463-82-5241
基 準	法令基準	<p>秦野市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則</p> <p>第6条 市長は、施行者の意見を聴き、その申請行為が事業の施行に及ぼす障害等を調査したうえで処分する。</p> <p>2 申請に対する処分は、許可書又は不許可書により行うものとする。この場合において、市長は、許可する場合に限り、必要に応じ条件等を付することができる。</p>
	審査基準	<p>建築行為等の許可をする基準は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>(1) 施行者が事業の施行の障害にならないと認める場合</p> <p>(2) その他市長がやむを得ないと認める場合</p>
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	本市に申請書が到達した日から起算して14日。 ただし、書類不備による補正等に要する期間は含めない。 (施行者の経由は別途日数がかかる)
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-01

処 分 の 名 称	空家等管理活用支援法人の指定	
根拠法令・条例等名	空家等対策の推進に関する特別措置法	
条 項	第 2 3 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部交通住宅課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	<p>第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。</p> <p>二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。</p> <p>三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。</p> <p>四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。</p> <p>五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。</p> <p>国土交通省作成「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」に基づき審査し、指定するものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (指定しないことをホームページ上で公開しているため)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-02

処 分 の 名 称	マンションの管理に関する計画の認定	
根拠法令・条例等名	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	
条 項	第5条の14	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部交通住宅課
	電話番号	0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>(法第5条の14)</p> <p>計画作成都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>1 マンションの修繕その他の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 資金計画がマンションの修繕その他の管理を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>3 管理組合の運営の状況が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 その他マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (前例事務処理がないため)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-03

処 分 の 名 称		指定認定事務支援法人の指定
根拠法令・条例等名		マンションの管理の適正化の推進に関する法律
条 項		第5条の22第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部交通住宅課
		電話番号 0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令第1条)</p> <p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の22第1項の規定による指定(以下「指定」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県等の委託を受けて同項各号に掲げる事務(以下「認定支援事務」という。)を行おうとする法人の申請により行う。</p> <p>2 計画作成都道府県知事等は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>1 当該申請をした法人が、認定支援事務の運営に関する国土交通省令で定める基準に従って認定支援事務を適正に実施することができないと認められるとき。</p> <p>2 当該申請をした法人が、法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない法人であるとき。</p> <p>3 当該申請をした法人が、第4条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人であるとき。</p> <p>4 当該申請をした法人の役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者があるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定(前例事務処理がないため)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-04

処 分 の 名 称	マンション再生組合設立の認可	
根拠法令・条例等名	マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項	第9条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部交通住宅課
	電話番号	0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>(法第12条)</p> <p>都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請手続が法令に違反するものでないこと。</li> <li>2 再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること。</li> <li>3 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。</li> <li>4 再生後マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。</li> <li>5 再生前マンションがある場合にあっては当該再生前マンションの住戸の数、再建敷地がある場合にあっては当該再建敷地の敷地共有持分等を有する者の数が、国土交通省令で定める数以上であること。</li> <li>6 再生前マンションがある場合にあっては、当該再生前マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況に鑑み、そのマンションの建替え又はマンションの更新を行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。</li> <li>7 再生後マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。</li> <li>8 再生後マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</li> <li>9 事業施行期間が適切なものであること。</li> <li>10 当該マンション再生事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</li> <li>11 その他基本方針に照らして適切なものであること。</li> </ol>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定（事務処理がまれのため）
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-05

処 分 の 名 称		マンション再生（個人施行者）の認可
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律
条 項		第45条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部交通住宅課
		電話番号 0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>(法第48条)</p> <p>都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>1 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>2 再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地に再生決議があるときは、当該再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること。</p> <p>3 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>4 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。</p> <p>5 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>6 第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定（前例事務処理がないため）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-06

処 分 の 名 称		権利変換計画の決定及び認可
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律
条 項		第57条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部交通住宅課
		電話番号 0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>(法第65条)</p> <p>都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>1 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>2 再生前マンション又は再建敷地に再生決議等があるときは、当該再生決議等の内容に適合していること。</p> <p>3 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。</p> <p>4 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>5 その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事務処理がまれのため)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-07

処 分 の 名 称	売却決議マンション等の除却等に関する計画の認定	
根拠法令・条例等名	マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項	第104条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部交通住宅課
	電話番号	0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>(法第105条)</p> <p>都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>1 売却決議マンション等を買受けた日から売却決議マンション等が除却される日までの間に、当該売却決議マンション等について新たな権利が設定されないことが確実であること。</p> <p>2 売却決議マンション等の買受け及び除却に関する資金計画が当該除却等を遂行するため適切なものであり、当該売却決議マンション等が買受けられ、かつ、除却されることが確実であること。</p> <p>3 削除</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (前例事務処理がないため)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-08

処 分 の 名 称	マンション等売却組合設立の認可	
根拠法令・条例等名	マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項	第 1 1 3 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部交通住宅課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	<p>(法第 1 1 8 条)</p> <p>都道府県知事等は、第 1 1 3 条 第 1 項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請手続が法令に違反するものでないこと。</li> <li>2 建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議、団地内建物敷地売却決議、敷地売却決議又は一括敷地売却決議（以下「売却決議」と総称する。）が、当該売却決議の要件を満たしてされたものであること。</li> <li>3 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。</li> <li>4 マンション敷地売却又はマンション除却敷地売却を行う場合にあっては、当該マンション敷地売却又は当該マンション除却敷地売却を行うことが、売却等マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること。</li> <li>5 当該マンション等売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</li> <li>6 マンション敷地売却事業に係る売却決議マンション又は売却決議マンション群の全部（認定除却等計画に係るものその他の国土交通省令で定めるものを除く。）が第 1 6 3 条の 5 6 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められること。</li> <li>7 その他基本方針に照らして適切なものであること。</li> </ol>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定（前例事務処理がないため）
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-09

処 分 の 名 称	分配金取得計画の決定及び認可		
根拠法令・条例等名	マンションの再生等の円滑化に関する法律		
条 項	第 1 4 1 条 第 1 項		
所 管 部 課 等	部課等名	都市部交通住宅課	
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2	
基 準	法令基準	<p>(法第 1 4 4 条)</p> <p>都道府県知事等は、第 1 4 1 条 第 1 項 後 段 の 規 定 に よ る 認 可 の 申 請 が あ っ た 場 合 に お い て 、 次 の 各 号 の い ず れ に も 該 当 す る と 認 め る と き は 、 そ の 認 可 を し な け れ ば な ら ぬ 。</p> <p>1 申 請 手 続 又 は 分 配 金 取 得 計 画 の 決 定 手 続 若 し く は 内 容 が 法 令 に 違 反 す る も の で な い こ と 。</p> <p>2 売 却 決 議 の 内 容 に 適 合 し て い る こ と 。</p> <p>3 売 却 等 マ ン シ ョ ン の 区 分 所 有 権 若 し く は 敷 地 利 用 権 又 は 売 却 敷 地 の 敷 地 共 有 持 分 等 に つ い て 先 取 特 権 等 を 有 す る 者 の 権 利 を 不 当 に 害 す る も の で な い こ と 。</p> <p>4 認 定 除 却 等 計 画 に 係 る 売 却 マ ン シ ョ ン 又 は 除 却 敷 地 売 却 マ ン シ ョ ン に あ っ て は 、 当 該 認 定 除 却 等 計 画 に 係 る 売 却 マ ン シ ョ ン 又 は 除 却 敷 地 売 却 マ ン シ ョ ン の 借 家 権 及 び 使 用 貸 借 に よ る 権 利 が 権 利 消 滅 期 日 ま で に 消 滅 す る こ と が 確 実 で あ る こ と 。</p> <p>5 そ の 他 基 本 方 針 に 照 ら し て 適 切 な も の で あ る こ と 。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更 新 日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (前例事務処理がないため)	
	更 新 日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-10

処 分 の 名 称		敷地分割組合設立の認可
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律
条 項		第168条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部交通住宅課
		電話番号 0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>(第171条)</p> <p>都道府県知事等は、第168条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>1 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>2 敷地分割決議が、当該敷地分割決議の要件を満たしてされたものであること。</p> <p>3 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。</p> <p>4 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。</p> <p>5 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。</p> <p>6 事業実施期間が適切なものであること。</p> <p>7 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>8 その他基本方針に照らして適切なものであること。。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定（前例事務処理がないため）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-044-11

処 分 の 名 称		敷地権利変換計画の決定及び認可
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律
条 項		第190条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部交通住宅課
		電話番号 0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>(法第196条)</p> <p>都道府県知事等は、第190第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>1 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>2 敷地分割決議の内容に適合していること。</p> <p>3 分割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。</p> <p>4 その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (前例事務処理がないため)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-01

処 分 の 名 称	都市計画区域における開発行為の許可	
根拠法令・条例等名	都市計画法	
条 項	第 2 9 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部開発指導課
	電話番号	0463-83-5123
基準	法令基準	<p>(開発行為の許可)</p> <p>第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。</p> <p>一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じた政令で定める規模未満であるもの</p> <p>二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの</p> <p>三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>四 都市計画事業の施行として行う開発行為</p> <p>五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為</p> <p>六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為</p> <p>七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為</p> <p>八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為</p>

基準	法令基準	<p>九 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為</p> <p>十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為</p> <p>十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	<p>期間 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>申請が受理されてから45日以内。 ただし、開発区域面積が5ヘクタール以上の場合は60日以内 (注)1 上記の期間には、次の期間は含まれません。 (1) 申請書類の形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間 (2) 審査のため、必要な資料の提出等を求める場合における要請時から資料提出までの期間 (3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの期間 (注)2 次の案件については、標準処理期間の設定対象から除きます。 (1) 県開発審査会へ付議するもの (2) 許可に際し、他法令の許可を要するもので、申請書受理の時点でその法令の許可がなされていないもの</p>
	更新日	令和8年3月31日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-02

処 分 の 名 称		開発行為の変更の許可	
根拠法令・条例等名		都市計画法	
条 項		第 3 5 条 の 2 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部開発指導課
		電話番号	0463-83-5123
基 準	法令基準	<p>(変更の許可等)</p> <p>第三十五条の二 開発許可を受けた者は、第三十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第二十九条第一項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未滿の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>申請が受理されてから30日以内</p> <p>(注) 1 上記の期間には、次の期間は含まれません。</p> <p>(1) 申請書類の形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間</p> <p>(2) 審査のため、必要な資料の提出等を求める場合における要請時から資料提出までの期間</p> <p>(3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの期間</p> <p>(注) 2 次の案件については、標準処理期間の設定対象から除きます。</p> <p>(1) 県開発審査会へ付議するもの</p> <p>(2) 許可に際し、他法令の許可を要するもので、申請書受理の時点でその法令の許可がなされていないもの</p>	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-03

処 分 の 名 称		検査済証の交付
根拠法令・条例等名		都市計画法
条 項		第 3 6 条
所 管 部 課 等		部課等名 都市部開発指導課
		電話番号 0463-83-5123
基 準	法令基準	(工事完了の検査) 第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 検査結果により是正が必要といった場合等、内容により時間がかかるものもあり、期間を定めるのが難しい。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-04

処 分 の 名 称		建築物の建蔽率等の制限の特例許可
根拠法令・条例等名		都市計画法
条 項		第 4 1 条 第 2 項 た だ し 書
所 管 部 課 等		部課等名 都市部開発指導課
		電話番号 0463-83-5123
基 準	法令基準	(建築物の建蔽率等の指定) 第四十一条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。 2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請が受理されてから21日以内 (注) 1 上記の期間には、次の期間は含まれません。 (1) 申請書類の形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間 (2) 審査のため、必要な資料の提出等を求める場合における要請時から資料提出までの期間 (3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの期間 (注) 2 次の案件については、標準処理期間の設定対象から除きます。 (1) 県開発審査会へ付議するもの (2) 許可に際し、他法令の許可を要するもので、申請書受理の時点でその法令の許可がなされていないもの
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-05

処 分 の 名 称		開発区域内での建築の承認	
根拠法令・条例等名		都市計画法	
条 項		第 3 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部開発指導課
		電話番号	0463-83-5123
基 準	法令基準	<p>(建築制限等)</p> <p>第三十七条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めるとき。</p> <p>二 第三十三条第一項第十四号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>申請が受理されてから14日以内</p> <p>(注) 1 上記の期間には、次の期間は含まれません。</p> <p>(1) 申請書類の形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間</p> <p>(2) 審査のため、必要な資料の提出等を求める場合における要請時から資料提出までの期間</p> <p>(3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの期間</p> <p>(注) 2 次の案件については、標準処理期間の設定対象から除きます。</p> <p>(1) 県開発審査会へ付議するもの</p> <p>(2) 許可に際し、他法令の許可を要するもので、申請書受理の時点でその法令の許可がなされていないもの</p>	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-06

処 分 の 名 称	開発許可を受けた土地における建築等の制限の特例許可	
根拠法令・条例等名	都市計画法	
条 項	第42条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部開発指導課
	電話番号	0463-83-5123
基 準	法令基準	<p>(開発許可を受けた土地における建築等の制限)</p> <p>第四十二条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第三十六条第三項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第八十八条第二項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。</p> <p>2 国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請が受理されてから21日以内 (注) 1 上記の期間には、次の期間は含まれません。 (1) 申請書類の形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間 (2) 審査のため、必要な資料の提出等を求める場合における要請時から資料提出までの期間 (3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの期間 (注) 2 次の案件については、標準処理期間の設定対象から除きます。 (1) 県開発審査会へ付議するもの (2) 許可に際し、他法令の許可を要するもので、申請書受理の時点でその法令の許可がなされていないもの
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-07

処 分 の 名 称		開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	
根拠法令・条例等名		都市計画法	
条 項		第 4 3 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部開発指導課
		電話番号	0463-83-5123
基 準	法令基準	<p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)</p> <p>第四十三条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。</p> <p>一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>三 仮設建築物の新築</p> <p>四 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>五 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。</p> <p>3 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があつたものとみなす。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請が受理されてから45日以内 (注) 1 上記の期間には、次の期間は含まれません。 (1) 申請書類の形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間 (2) 審査のため、必要な資料の提出等を求める場合における要請時から資料提出までの期間 (3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの期間 (注) 2 次の案件については、標準処理期間の設定対象から除きます。 (1) 県開発審査会へ付議するもの (2) 許可に際し、他法令の許可を要するもので、申請書受理の時点でその法令の許可がなされていないもの
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-08

処 分 の 名 称	許可に基づく地位の承継の承認	
根拠法令・条例等名	都市計画法	
条 項	第 4 5 条	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部開発指導課
	電話番号	0463-83-5123
基 準	法令基準	第四十五条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請が受理されてから14日以内 (注) 1 上記の期間には、次の期間は含まれません。 (1) 申請書類の形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間 (2) 審査のため、必要な資料の提出等を求める場合における要請時から資料提出までの期間 (3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの期間 (注) 2 次の案件については、標準処理期間の設定対象から除きます。 (1) 県開発審査会へ付議するもの (2) 許可に際し、他法令の許可を要するもので、申請書受理の時点でその法令の許可がなされていないもの
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-09

処 分 の 名 称	優良宅地の認定（個人・短期）	
根拠法令・条例等名	租税特別措置法	
条 項	第 2 8 条 の 4 第 3 項 第 5 号 イ	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部開発指導課
	電話番号	0463-83-5123
基 準	法令基準	秦野市優良宅地等認定基準第5項1号 内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【秦野市優良宅地等認定基準】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	14日
	更新日	令和8年3月31日
備 考	標準処理期間は神奈川県に合わせているため設定年月日等不明	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-10

処 分 の 名 称	優良宅地の認定（個人・長期）	
根拠法令・条例等名	租税特別措置法	
条 項	第 3 1 条 の 2 第 2 項 第 1 4 号 ハ	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部開発指導課
	電話番号	0463-83-5123
基 準	法令基準	秦野市優良宅地等認定基準第5項1号 内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【秦野市優良宅地等認定基準】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	14日
	更新日	令和8年3月31日
備 考	標準処理期間は神奈川県に合わせているため設定年月日等不明	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-11

処 分 の 名 称		優良宅地の認定（法人・長期）	
根拠法令・条例等名		租税特別措置法	
条 項		第 6 2 条 の 3 第 4 項 第 1 4 号 ハ	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部開発指導課
		電話番号	0463-83-5123
基 準	法令基準	秦野市優良宅地等認定基準第5項1号 内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【秦野市優良宅地等認定基準】）	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	14日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考		標準処理期間は神奈川県に合わせているため設定年月日等不明	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-045-12

処 分 の 名 称	優良宅地の認定（法人・短期）	
根拠法令・条例等名	租税特別措置法	
条 項	第 6 3 条 第 3 項 第 5 号 イ	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部開発指導課
	電話番号	0463-83-5123
基 準	法令基準	秦野市優良宅地等認定基準第5項1号 内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【秦野市優良宅地等認定基準】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合は その理由）	14日
	更新日	令和8年3月31日
備 考	標準処理期間は神奈川県に合わせているため設定年月日等不明	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-01

処 分 の 名 称	建築確認	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第 6 条	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）  上記のほか別紙資料のとおり（別添【建築確認】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合は その理由）	申請の翌日から起算して35日 （審査の特例がある建築物は7日）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 建築確認 審査基準

本市では、法令に定められた基準のほかに以下の資料を審査の基準としています。

- 1 神奈川県建築基準法取扱基準 ― 面積、高さ、階数等の算定方法 ―  
(神奈川県建築行政連絡協議会編)
- 2 神奈川県版 建築計画概要書作成に当たっての注意事項  
(神奈川県建築行政連絡協議会編)
- 3 建築基準法質疑応答集建築基準法質疑応答集 (建築基準法研究会編)
- 4 建築物の防火避難規定の解説 (日本建築行政会議編)
- 5 建築確認のための基準総則・集団既定の適用事例  
(日本建築行政会議編)
- 6 バリアフリー法逐条解説 (日本建築行政会議編)
- 7 国土交通省(旧建設省)技術的助言等
- 8 秦野市建築基準条例及び同解説 (秦野市都市部建築指導課)
- 9 がけ付近に建築する建築物の指導方針 (秦野市)
- 10 浄化槽の設計・施工上の運用指針 (日本建築行政会議編)
- 11 建築設備設計・施工上の運用指針 (日本建築行政会議編)
- 12 昇降機技術基準の解説  
(一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター、  
一般社団法人 日本エレベーター協会編)
- 13 建築構造審査・検査要領 ― 確認審査等に関する指針 運用解説編 ―  
(日本建築行政会議編)
- 14 建築構造審査・検査要領 ― 実務編 審査マニュアル ―  
(日本建築行政会議編)
- 15 日本建築行政会議 部会検討結果報告 (日本建築行政会議)
- 16 擁壁の取扱い (神奈川県建築行政連絡協議会)
- 17 鉄筋コンクリート造擁壁取扱基準集 (神奈川県八市開発許可研究協議会)
- 18 宅地造成の手引き (横浜市)
- 19 擁壁図集 (川崎市)
- 20 省エネ基準適合義務対象建築物に係る 完了検査マニュアル  
(日本建築行政会議編)

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-02

処 分 の 名 称		完了検査
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第7条
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）  上記のほか 省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査マニュアル （日本建築行政会議編）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合は その理由）	申請の翌日から起算して7日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-03

処 分 の 名 称	中間検査	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第7条の3第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	<p>法第7条の3第1項及び下記関係規定による。 建築物に関する中間検査 第7条の3 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程 以下「特定工程」という。 を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。 (1)階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程 (2)前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請の翌日から起算して4日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-04

処 分 の 名 称		仮使用認定
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第7条の6
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）  上記のほか以下の資料 1 工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル（国土交通省住宅局建築指導課編） 2 国土交通省（旧建設省）技術的助言等
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請の翌日から起算して21日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-05

処 分 の 名 称	事業執行予定道路の指定	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第 4 2 条 第 1 項 第 4 号	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-06

処 分 の 名 称	道路の位置の指定	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第 4 2 条 第 1 項 第 5 号	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数60日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-07

処 分 の 名 称	建築物の敷地と道路に関する許可	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第 4 3 条 第 2 項 第 2 号	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	秦野市建築基準法第 4 3 条 第 2 項 第 2 号 許可基準 内容は別紙のとおり（別添：様式 1 【建築物の敷地と道路に関する許可】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数 6 0 日（休日は含まない）
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-08

処 分 の 名 称		道路内建築の認定	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 4 4 条 第 1 項 第 3 号	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数30日（休日は含まない）	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-09

処 分 の 名 称	道路内建築の許可	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第 4 4 条 第 1 項 第 4 号	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）、国土交通省（旧建設省）技術的助言等
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数60日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-10

処 分 の 名 称		壁面線を越える歩廊の柱等の建築の許可	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 4 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-11

処 分 の 名 称		用途制限等の特例許可	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 4 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）、国土交通省（旧建設省）技術的助言等	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日（休日は含まない）	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-12

処 分 の 名 称	卸売市場等の用途に供する特殊建築物に対する許可	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第 5 1 条	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）、国土交通省（旧建設省）技術的助言等
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数90日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-13

処 分 の 名 称		空地を有する建築物の例外許可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第53条の2第1項第3号
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-14

処 分 の 名 称		敷地規模規制の例外許可	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第53条の2第1項第4号	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-15

処 分 の 名 称		高さ制限の例外認定
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第 5 5 条 第 2 項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）、国土交通省（旧建設省）技術的助言等
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数 3 0 日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-16

処 分 の 名 称		高さ制限の例外許可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第 5 5 条 第 4 項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-17

処 分 の 名 称		日影規制の例外許可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第56条の2第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	建築基準法第56条の2ただし書許可の取扱い基準 内容は別紙のとおり（別添：様式1【日影規制の例外許可】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-18

処 分 の 名 称	高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外認定	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第57条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-19

処 分 の 名 称	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第59条の2第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-20

処 分 の 名 称	再開発等促進区等内の容積率制限の特例認定	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第68条の3第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	個々の申請ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数90日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-21

処 分 の 名 称		再開発等促進区等内の建ぺい率制限の特例認定
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第68条の3第2項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数90日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-22

処 分 の 名 称	再開発等促進区等内の高さ制限の特例認定	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第68条の3第3項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数90日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-23

処 分 の 名 称		再開発等促進区等内の日影規制の特例許可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第68条の3第4項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数90日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-24

処 分 の 名 称		高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例許可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第68条の5の3第2項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数90日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-25

処 分 の 名 称		区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例認可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第68条の5の5
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数90日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-26

処 分 の 名 称	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第 6 8 条 の 5 の 6	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数90日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-27

処 分 の 名 称	予定道路の指定	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第68条の7第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-28

処 分 の 名 称	予定道路がある場合の容積率の例外許可	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第68条の7第5項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-29

処 分 の 名 称		建築協定の認可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第73条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-30

処 分 の 名 称		建築協定の変更の認可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第74条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-31

処 分 の 名 称		建築協定の廃止の認可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第76条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-32

処 分 の 名 称		一人で定める建築協定の認可
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第76条の3第2項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-33

処 分 の 名 称	一人で定める建築協定の変更又は廃止の認可	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第76条の3第6項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-34

処 分 の 名 称	応急仮設建築物の存続の許可	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第 8 5 条 第 4 項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数30日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-35

処 分 の 名 称		仮設建築物の建築許可	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 5 条 第 6 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数30日(休日は含まない)	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-36

処 分 の 名 称		総合的設計による一団地の建築物の特例認定	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 6 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）、国土交通省（旧建設省）技術的助言等	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数 30 日（休日は含まない）	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-37

処 分 の 名 称	既存建築物を前提とした総合的設計制度	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第 8 6 条 第 2 項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-38

処 分 の 名 称	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第86条の2第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-39

処 分 の 名 称	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの承認	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第86条の5第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数30日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-40

処 分 の 名 称		総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外の認定
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第86条の6第2項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-41

処 分 の 名 称	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の認定	
根拠法令・条例等名	建築基準法	
条 項	第86条の8第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数30日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-42

処 分 の 名 称		既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の変更認定
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第86条の8第3項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日(休日は含まない)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-43

処 分 の 名 称		用途変更への準用
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第 8 7 条
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）及び建築基準関係規定として掲げられている法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例）  上記のほか別紙資料のとおり（別添【建築確認】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	確認：申請の翌日から起算して35日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-44

処 分 の 名 称		建築設備への準用
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第 8 7 条 の 4
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則） 上記のほか別紙資料のとおり（別添【建築確認】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	確認：申請の翌日から起算して7日 仮使用認定：未設定（実績がないため） 完了検査：申請の翌日から起算して7日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-45

処 分 の 名 称		工作物への準用
根拠法令・条例等名		建築基準法
条 項		第 8 8 条
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築基準法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則） 上記のほか別紙資料のとおり（別添【建築確認】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	確認：申請の翌日から起算して7日 (昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工 作物は35日) 仮使用認定：未設定（実績がないため） 完了検査：申請の翌日から起算して7日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-46

処 分 の 名 称	長期優良住宅建築等計画の認定、変更認定、地位の承継承認	
根拠法令・条例等名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	
条 項	第6条、第8条、第9条、第10条	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	長期優良住宅の普及の促進に関する法令（法律、政令、省令、告示） 上記のほか別紙資料のとおり（別添【長期優良住宅認定】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	確認書等がある場合、30日 変更認定申請（確認書等有）、6日～30日 （確認書等がない場合、長期使用構造等の委託審査を要するため未設定） 譲受人決定及び地位承継の場合、14日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

秦野市 長期優良住宅建築等計画の認定における居住環境の維持  
及び向上への配慮に係る基準

目的

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第6条第1項第3号に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準を次のように定める。

1 地区計画等の区域内における基準

次の表の左欄に掲げる地区計画のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域(当該区域に係る地区整備計画において当該区域が2以上の地区に区分されているものにあつては、それぞれ区分された地区の区域)内においては、申請建築物(法第5条第1項から第3項まで及び第8条の認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。以下同じ。)が当該地区整備計画に定められている建築物等に関する事項のうち右欄に掲げる事項(建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2に規定する条例により建築物等の制限として定められている事項を除く。)に適合すること。

地区整備計画等	地区整備計画に定められている建築物等に関する事項
秦野駅南口地区地区整備計画	(1) 建築物の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物の高さの最高限度又は最低限度 (5) 建築物等の形態又は意匠の制限 (6) かき又はさくの構造の制限 (生垣を除く)
曾屋弘法地区地区整備計画	
西田原地区地区整備計画	
渋沢駅南口地区地区整備計画	
西大竹尾尻地区地区整備計画	
今泉台地区地区整備計画	
落合延沢地区地区整備計画	
鶴巻温泉駅南口地区地区整備計画	

## 2 景観計画の区域内における基準

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内において、申請建築物が本市景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（建築物の外観の色彩についての制限に関する事項に限る。）に適合すること。

## 3 建築協定の区域内における基準

建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定による建築協定が締結されている区域内において、申請建築物が当該建築協定の建築物に関する事項（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態意匠又は建築設備についての制限に限る。ただし、建築物の色彩についての制限に関する事項を除く。）に適合すること。

- (1) 建築物の用途の制限
- (2) 敷地面積の最低限度
- (3) 建ぺい率の最高限度
- (4) 容積率の最高限度
- (5) 建築物の最高の高さの限度
- (6) 建築物の階数の限度
- (7) 壁面の位置の制限
- (8) 斜線制限

## 4 都市計画施設等の区域内における基準

申請建築物が次に掲げる区域内に含まれる場合は、長期優良住宅建築等計画の認定を行わない。ただし、当該区域内であっても、申請建築物に関して、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りではない。

- (1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- (2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- (3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- (4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

### 附 則

この基準は平成21年6月4日から施行する。

秦野市 長期優良住宅建築等計画の認定における自然災害による  
被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る基準

目的

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第4号に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る基準を次のように定める。

1 原則認定をしない区域

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域。ただし、神奈川県による急傾斜地崩壊対策工事が行われた場合、又は都市計画法29条に基づく開発行為に関する工事により整備されている場合を除く。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域。

附 則

この基準は令和4年2月20日から施行する。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-47

処 分 の 名 称		低炭素建築物の認定
根拠法令・条例等名		都市の低炭素化の促進に関する法律
条 項		第53条・第55条
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	都市の低炭素化の促進に関する法令（法律、政令、省令、告示）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	認定申請（適合証有）、30日 認定申請（適合審査を含む）、65日 変更認定申請（適合証有）、30日 変更認定申請（適合審査を含む）、65日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-48

処 分 の 名 称		建築物エネルギー消費性能適合性判定
根拠法令・条例等名		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
条 項		第 1 2 条
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法令（法律、政令、省令、告示）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	1 4 日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-49

処 分 の 名 称		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
根拠法令・条例等名		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
条 項		第34条・第36条
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法令（法律、政令、省令、告示）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	認定申請（適合証有）、30日 認定申請（適合審査を含む）、65日 変更認定申請（適合証有）、30日 変更認定申請（適合審査を含む）、65日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-50

処 分 の 名 称		建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書交付
根拠法令・条例等名		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
条 項		第 11 条
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法令（法律、政令、省令、告示）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	14日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-51

処 分 の 名 称		特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
根拠法令・条例等名		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
条 項		第17条第3項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-52

処 分 の 名 称		特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定
根拠法令・条例等名		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
条 項		第 1 8 条 第 2 項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-53

処 分 の 名 称		建築物の耐震改修の計画の認定
根拠法令・条例等名		建築物の耐震改修の促進に関する法律
条 項		第 1 7 条 第 3 項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築物の耐震改修の促進に関する法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-54

処 分 の 名 称		認定を受けた計画の変更の認定
根拠法令・条例等名		建築物の耐震改修の促進に関する法律
条 項		第 1 8 条 第 2 項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築物の耐震改修の促進に関する法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数60日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-55

処 分 の 名 称		建築物の地震に対する安全性に係る認定
根拠法令・条例等名		建築物の耐震改修の促進に関する法律
条 項		第 2 2 条 第 2 項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築物の耐震改修の促進に関する法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 0 日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-56

処 分 の 名 称		区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
根拠法令・条例等名		建築物の耐震改修の促進に関する法律
条 項		第 2 5 条 第 2 項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	建築物の耐震改修の促進に関する法令（法律、政令、省令、告示、条例、規則）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	総日数30日（休日は含まない）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		11-046-57
処 分 の 名 称		優良住宅の認定（個人・短期）
根拠法令・条例等名		租税特別措置法
条 項		第28条の4第3項第6号
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	昭和54年3月31日建設省告示第768号 優良住宅認定基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して、30日（休日及び祝日を含まない。）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-58

処 分 の 名 称	優良住宅の認定（個人・短期）	
根拠法令・条例等名	租税特別措置法	
条 項	第 2 8 条 の 4 第 3 項 第 7 号 口	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	昭和 5 4 年 3 月 3 1 日 建設省告示第 7 6 8 号 優良住宅認定基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して、30日（休日及び祝日を含まない。）
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		11-046-59
処 分 の 名 称		優良住宅の認定（個人・長期）
根拠法令・条例等名		租税特別措置法
条 項		第 3 1 条 の 2 第 2 項 第 1 5 号 二
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	昭和 5 4 年 3 月 3 1 日 建設省告示第 7 6 8 号 優良住宅認定基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して、30日（休日及び祝日を含まない。）
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-60

処 分 の 名 称		優良住宅の認定（法人・長期）
根拠法令・条例等名		租税特別措置法
条 項		第62条の3第4項第15号二
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	昭和54年3月31日建設省告示第768号 優良住宅認定基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して、30日（休日及び祝日を含まない。）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		11-046-61
処 分 の 名 称		優良住宅の認定（法人・短期）
根拠法令・条例等名		租税特別措置法
条 項		第 6 3 条 第 3 項 第 6 号
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	昭和 5 4 年 3 月 3 1 日 建設省告示第 7 6 8 号 優良住宅認定基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して、30日（休日及び祝日を含まない。）
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-046-62

処 分 の 名 称		優良住宅の認定（法人・短期）	
根拠法令・条例等名		租税特別措置法	
条 項		第 6 3 条 第 3 項 第 7 号 口	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	昭和 5 4 年 3 月 3 1 日 建設省告示第 7 6 8 号 優良住宅認定基準	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して、30日（休日及び祝日を含まない。）	
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日	
備 考			